



令和7年9月30日

長崎市障害福祉センター（もりまちハートセンター）を 指定福祉避難所として初めて指定しました

災害時には指定避難所を開設し、身を守る安全な場所として市民に利用いただいているところですが、地域で暮らす障害者、障害児及びその家族又は成年後見人（以下「障害者など」という。）は、一般の避難所へ避難することでの環境の変化に不安を感じて、避難を躊躇されるという課題がありました。

一方で、普段から通いなれた施設であれば、障害者などが不安を感じずに避難をすることができるとの意見が寄せられています。

長崎市障害福祉センターは、日ごろから障害者の方々が通い慣れている施設であり、災害時に安心して滞在できる居室等が確保されていることから、この度、初めて指定福祉避難所として指定しました。



- 1 大雨や台風の時など、早めの避難行動を行えるよう、災害の発生前から避難所として開設できるようになります。

災害発生による人的被害を未然に防ぐことにつながります。

- 2 一般の指定避難所と異なり、対象者は障害のある方などに限定します。

避難しやすい環境を整え、また、きめ細かな対応を行えるよう、原則として「日頃から障害福祉センターを利用されている方と家族など」を対象に避難を受け入れます。

○指定の概要

指定年月日	令和7年8月20日	
避難所名・所在地	長崎市障害福祉センター（長崎市茂里町2番41号）	
避難スペース	3階	体育室、機能回復訓練室、ADL室、陶芸室
	4階	言語療法室①～⑤、理学療法室、作業療法室①～⑥、心理療法室①・②
	面積	1,783.17㎡
収容可能人数	509人（※1人あたり3.5㎡で換算）	
施設管理者	社会福祉法人 長崎市社会福祉事業団	

○受入対象者

日頃から障害福祉センターを利用している次の（ア）から（カ）に該当する方を受入対象者としませんが、緊急時にはこの限りではありません。

- （ア）身体障害者手帳を所持し、入所サービスを利用していない者
- （イ）療育手帳を所持し、入所サービスを利用していない者
- （ウ）精神障害者保健福祉手帳を所持し、入所サービスを利用していない者
- （エ）障害福祉サービス受給者証を所持し、入所サービスを利用していない者
- （オ）通所受給者証又は肢体不自由児通所医療受給者証を所持する者
- （カ）（ア）から（オ）のいずれかに該当する者の家族又は成年後見人